

公益財団法人 鹿児島県住宅・建築総合センター  
住宅情報プラザ「ゆとりブかごしま」管理規程（規程第25号）

（目的）

第1条 この規程は、公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター（以下「住宅センター」という。）の住宅情報プラザ「ゆとりブかごしま」（以下「プラザ」という。）の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理者 住宅センターの理事長をいう
- (2) 職員等 住宅センターの職員及び住宅センターがプラザの管理等を委託した者をいう
- (3) 使用者 第7条の管理者の許可を受けてプラザを使用する者をいう
- (4) 利用者 プラザに入館し、利用する者をいう

（開館日）

第3条 プラザの開館日は、祝祭日及び年末年始を除き毎日とする。

2 管理者は、プラザの管理上必要があると認めるときは、前項に規定する開館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

（開館時間）

第4条 プラザの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、管理者はプラザの管理上支障があると認めるときはこれを変更することができる。

（使用の許可）

第5条 使用者は、あらかじめ管理者の許可（以下、「使用許可」という。）を受けなければならない。使用者が許可を受けた事項を変更するときも同様とする。

2 管理者は、プラザの管理上必要があると認めるときは、前項の許可にあたり、条件を付すことができる。

3 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を与えないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき
- (2) 施設等を損傷するおそれがあると認められるとき
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、プラザの管理上支障があると認められるとき

（使用許可の申請）

第6条 使用者は、住宅情報プラザ「ゆとりブかごしま」使用申込書兼誓約書（様式第1号）を、使用日の3日前までに管理者に提出しなければならない。ただし、管理者が特別に認めたときはこの限りでない。

2 使用期間は、原則として14日以内とする。ただし、管理者が特別に認めた場合はこの限りでない。

(使用許可の通知)

第7条 管理者は、プラザの使用許可を決定したときは、申請者に住宅情報プラザ「ゆとりかごしま」使用許可書(様式第2号)を交付し、許可しないことに決定したときは申請者にその旨を通知するものとする。

(使用料)

第8条 プラザの使用料は、無料とする。

(遵守事項)

第9条 プラザの使用者及び利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をしないこと
- (2) 飲食し又は喫煙しないこと
- (3) 危険物の持ち込み、火気類の使用をしないこと
- (4) 使用者は第三者に使用させ、又は転貸しないこと
- (5) 使用者は入館者に危害又は迷惑を及ぼすおそれがあると認める者を入館させないこと
- (6) 使用者は許可を得ないで物品の斡旋、販売等を行わないこと
- (7) 使用者は許可を得ないで旗、のぼり、ポスター類を設置しないこと
- (8) 使用者は許可を得ないで現状を変更し、又は特別の設備等を設けないこと
- (9) 使用者は利用者の入館を拒まないこと

(職員等の指示)

第10条 職員等は、前条各号のいずれかに違反する事実があると認めるときは、その行為を行った者に対し、必要な指示をすることができる。

2 使用者は、使用者が実施する催しの利用者が前条各号のいずれかに違反する事実があると認めるときは、その行為を行った者に対し、必要な指示をしなければならない。

(撤去等の命令)

第11条 管理者は、第9条の規定に違反した者に対しては、直ちに当該物件の撤去を命ずることができる。この場合において、物件の撤去を命じられた者が物件を撤去しないときは、管理者は、当該物件を撤去することができる。

2 管理者は、プラザの維持又は業務に支障があると認めるときは、その行為を禁止し、又はプラザから退去することを命ずることができる。

(施設等を損傷した場合等の処置)

第12条 プラザの施設、設備、器具、展示品等を破損し、又は滅失した者は、直ちにその旨を管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第13条 使用者は、故意又は過失によりプラザの施設、設備、器具、展示品等を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(職員の立入り)

第 14 条 使用者は、職員等がプラザの管理のために立ち入る場合は、これを拒むことができない。

(その他)

第 15 条 この規程で定めるもののほか、プラザの管理及び運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成 24 年 7 月 24 日(以下、「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行日前にプラザの使用許可を受けた者は、この規程に基づく使用許可を受けたものとみなす。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成 24 年 9 月 3 日から施行する。